

資料 Ⅰ

和光市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）

令和 年 月

和光市

目次

はじめに	3
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	4
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	4
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	4
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	5
第3節 市行動計画の改定概要	7
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	8
第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担	10
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点	14
第1節 市行動計画における対策項目	14
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	20
第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組	22
第1節 市行動計画等の実効性確保	22
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	23
第1章 実施体制	23
第1節 準備期	23
第2節 初動期	25
第3節 対応期	26
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	28
第1節 準備期	28
第2節 初動期	30
第3節 対応期	32
第3章 まん延防止	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	35
第3節 対応期	36
第4章 ワクチン	37
第1節 準備期	37
第2節 初動期	43
第3節 対応期	47
第5章 保健	52
第1節 準備期	52

第2節 対応期	53
第6章 物資	54
第1節 準備期	54
第2節 初動期	55
第3節 対応期	56
第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保	57
第1節 準備期	57
第2節 初動期	59
第3節 対応期	60

はじめに

令和元年12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナ」という。）の感染者が確認された。同年2月には本県で、翌月には本市でも感染者が確認された。

以降、新型コロナの感染が拡大する中で、市民の生命及び健康が脅かされ、市民生活及び社会経済活動は大きく影響を受けることとなった。この未曾有の感染症危機¹において、次々と変化する事象に対し、市民はもとより、医療関係者、事業者等、県、市を挙げての取組が進められてきた。今般の和光市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「市行動計画」という。）の改定は、新型コロナへの対応（以下、「新型コロナ対応」という。）で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものである。

本市は、市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

¹ 国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。

第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等²の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内及び市内への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、市民の生命及び健康や市民生活及び市民経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者³の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁴。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・市行動計画では対策の時期区分を政府行動計画において定める段階（フェーズ）と同様に準備期、初動期及び対応期の大きく3つとしているが、いずれのフェーズにおいても、市は市民にとって最も身近な行政主体であるということを踏まえて、適切に対応を実施していく。
- ・このうち対応期の初期段階では、市は国や県からの要望や要請を受けて、業務継続計画⁵に基づく対応、必要な場合は学校の臨時休業等の社会活動制限による対応と、市民の行動抑制を通じて、感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせるとともに、市民の生命及び健康を保護しつつ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保し、社会・経済活動の両立を目指していく。

² 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）のこと。

³ 新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。

⁴ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第1条

⁵ 不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画は、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下、「政府行動計画」という）及び埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という）に基づき、次の点を柱として、対策の選択肢を示すものである。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、市行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階（準備期）では、市民に対する啓発や市、関係機関及び企業による業務継続計画や事業継続計画等の策定、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に該当する可能性がある感染症が発生した段階（初動期）では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
- 新型インフルエンザ等に該当する可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内及び市内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を策定することが必要である。
- 政府による新型インフルエンザ等対策本部（以下、「政府対策本部」という。）が設置され、基本的対処方針⁶が策定されて以降の対応期のうち、国内の発生当初の時期（以下、「発生の初期段階」という。）（対応期Ⅰ）では、感染リスクのある者の外出自粛の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、国内外の発生当初等の病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染力等が高い場合のリスクを想定し、国と県と連携してまん延防止対策を実施する。このとき、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要

⁶ 特措法第18条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。

性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者⁷数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。

- 国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）では、国、県、市、事業者等と相互に連携し、医療提供体制の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。一方、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め、様々な事態が生じることが想定される。このため、不測の事態にも対応できるよう、社会の状況を把握し、臨機応変に対処していくことが求められる。また、地域の実情等に応じて、市は埼玉県新型インフルエンザ等対策本部（以下、「県対策本部」という。）と調整の上、柔軟に対策を講ずる。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期（対応期3）では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期（対応期4）を迎える。

⁷ 市行動計画上では、新型インフルエンザ等の感染症にり患した者をいう。なお、感染者には無症状者等り患したことに無自覚な者を含む。また、陽性者とは、検査等を経て、り患したことが判明した者をいう。

第3節 市行動計画の改定概要

市行動計画は、感染症有事⁸に際して迅速に対処を行うため、あらかじめ感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものである。感染症有事に際しては、国の基本的対処方針、県行動計画や、市行動計画の様々な対策の選択肢を参考に対処を行っていくこととなる。

従前の市行動計画は、平成26年12月に策定されたものであるが、今般、政府行動計画や県行動計画の抜本改正に合わせ、市行動計画も初めてとなる抜本改正を行う。主な改正内容は以下のとおりである。

1. 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナ等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く。

2. 時期区分の変更

記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する。

3. 対策項目の充実

これまでの6項目から7項目に拡充し、新型コロナ対応で課題となった項目を独立させ、取組の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、ワクチン接種等に応じた対策の機動的な切替えについても明確化する。

4. 実効性の確保

実施状況のフォローアップや定期的な改定を行うとともに、多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する。

⁸ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

国、県、市又は指定地方公共機関等⁹は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析に関する業務のDX化を推進する。

(2) 感染拡大防止と市民経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により市民生活及び市民経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要であるため、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(3) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たり、市民及び市内事業者（以下、「市民等」という。）の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因にもなる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちな社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症や新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチンや

⁹ 特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。

治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置¹⁰や緊急事態措置¹¹を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

和光市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「市対策本部」という。）は、県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設、障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、感染症有事に備える。

(7) 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、県及び近隣自治体と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

¹⁰ 特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。

¹¹ 特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。

第5節 新型インフルエンザ等対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、都道府県、市町村及び指定地方公共機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する¹²。また、国は、世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める¹³とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める¹⁴。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議¹⁵（以下、「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議¹⁶（以下、「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県及び市の役割

県及び市は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する¹⁷。

¹² 特措法第3条第1項

¹³ 特措法第3条第2項

¹⁴ 特措法第3条第3項

¹⁵ 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成 23 年9月 20 日閣議口頭了解）に基づき開催。

¹⁶ 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成 16 年3月2日関係省庁申合せ）に基づき開催

¹⁷ 特措法第3条第4項

【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定¹⁸を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関や宿泊施設等と検査等措置協定¹⁹を締結し、検査体制を構築すること等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備する。

また、措置協定の内容とともに、県行動計画で定める各対策の実効性を確保するため、埼玉版 FEMA²⁰の訓練を毎年度実施し、関係機関との連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認するとともに、関係機関同士の顔の見える関係を平時から構築することにより、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

さらに、感染症有事の情報収集体制を整備するとともに、関係機関と連携のもと、諸外国の先行事例や論文等の分析を含めた調査研究を行う。

こうした取組においては、県は、保健所を設置する市、感染症指定医療機関²¹等で構成される埼玉県感染症対策連携協議会²²等を通じ、埼玉県地域保健医療計画²³等について協議を行うことが重要である。また、感染症法における予防計画²⁴に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCA²⁵サイクルに基づき改善を図る。

-
- ¹⁸ 感染症法第 36 条の3第1項に規定に基づき、県と県内にある医療機関との間で締結される協定。
- ¹⁹ 感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
- ²⁰ 発生が想定される危機や災害ごとに対処すべき事項や役割分担を定めて、平時から訓練を繰り返すことにより、関係機関同士の強固な連結を推進し、県全体の危機・災害対応力を強化しようとする取組。感染症危機対応において、埼玉版 FEMA は、本行動計画の実効性を確保するため、主体的な役割を果たすべき取組として位置付けており、連携協議会の委員を含め、全てのステークホルダーが不断に訓練を繰り返すことにより“関係機関同士の強固な連結を推進”し、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等を確認する。
- ²¹ 感染症法第6条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、県行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。
- ²² 感染症法第 10 条の2第1項に規定する主に県と保健所設置市の連携強化を目的に、県内の保健所設置市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。
- ²³ 医療法第 30 条の4第1項の規定に基づき、県が定める医療提供体制の確保を図るための計画。
- ²⁴ 感染症法第 10 条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。県では、地域保健医療計画の一部（第3部第2章第5節 感染症医療）として策定している。
- ²⁵ Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）という一連のプロセスを繰り返すことにより、業務の改善や効率化を図る手法の一つ。

【市】

市は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市区と緊密な連携を図る。

(3) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具²⁶を始めとした必要となる感染症対策物資²⁷等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

(4) 指定地方公共機関²⁸の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき²⁹、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(5) 登録事業者³⁰

特措法第28条に規定する特定接種³¹の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たす

²⁶ マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。

²⁷ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等(医薬品でないもの)が含まれる。

²⁸ 特措法第2条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療等に関連する事業者等が指定されている。

²⁹ 特措法第3条第5項

³⁰ 特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

³¹ 特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。

ことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める³²。

(6) 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる³³ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(7) 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、日頃からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める³⁴。

³² 特措法第4条第3項

³³ 特措法第4条第1項及び第2項

³⁴ 特措法第4条第1項

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目

市行動計画の主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の7項目を市行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保

7項目別の主な対応（イメージ）について

① 実施体制		
準備期	初動期	対応期
<p>(1) 実践的な訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県行動計画の内容を踏まえた実践的な訓練の実施 <p>(2) 市行動計画等の作成や体制整備・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ市行動計画を変更する際には、策定委員会を開催 <p>(3) 国及び地方公共団体関係団体の連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から情報共有、連携体制を構築 	<p>(1) 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が政府対策本部や県が県対策本部設置した場合、必要に応じて設置 <p>(2) 迅速な対策の実施に必要な予算の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の財政支援を有効に活用 	<p>(1) 基本となる実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じ近隣市や県に対して職員の派遣や応援を求める ・ 国の財政支援を有効に活用必要な財政所の措置の実施 <p>(2) 緊急事態措置の検討等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態宣言³⁵がなされた場合、直ちに市対策本部を設置 <p>(3) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急事態解除宣言がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止

³⁵ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全体的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	
準備期	初動期～対応期
<p>(1)新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 <p>(2)県と市の間における情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市は情報連携について具体的な手順をあらかじめ合意 <p>(3)双方向のコミュニケーション³⁶の体制整備や取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け、コールセンター等の設置準備 	<p>(1)感染対策等の情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情を踏まえた説明 <p>(2) 県と市の間における情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する新型インフルエンザ等の患者等³⁷の健康観察³⁸や生活支援の協力 <p>(3)双方向のコミュニケーションの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の要請を受けてコールセンター等を設置 <p>(4) 偏見・差別等や偽・誤情報への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者、その家族や医療従事者に対する偏見や差別等の注意喚起 ・偽・誤情報の否定や訂正等、正確な情報を提供 ・市民に対して、誤情報、悪徳商法や詐欺等の注意喚起

③ まん延防止		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して基本的な感染対策の啓発 ・有事の対応等について平時から市民の理解促進 	<p>(1)市内でのまん延防止対策の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け、業務継続計画に基づく対応の準備 	<p>(1)まん延防止対策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して、市ホームページや防災行政無線を活用し、県境をまたぐ移動の自粛を要請 <p>(2)基本的な感染対策に係る要請等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対して、市ホームページや防災行政無線を活用し、基本的な感染対策の実施を要請

³⁶ 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む県民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

³⁷ 患者及び感染したおそれのある者。

³⁸ 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。

④ ワクチン		
準備期	初動期	対応期
<p><u>(1)ワクチンの接種に必要な資材の準備</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種に必要な資材の確保方法等の確認 <p><u>(2)ワクチンの供給体制の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定 <p><u>(3)接種体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞地区医師会等の関係者と連携し、必要人員、会場、資材等を含めた接種体制を想定し、平時から訓練の実施 ・ 迅速な予防接種等の実現の準備 <p><u>(4)予防接種に関する情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種について、被接種者やその保護者等にわかりやすい情報提供 ・ 庁内関係課所との連携 <p><u>(5)DXの推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国が示す予防接種関係のシステムの整備 ・ スマートフォン等を活用した接種勧奨 	<p><u>(1)接種体制の構築</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 朝霞地区医師会や医療機関等の協力を得ながら、接種会場や医療従事者等の確保等 ・ 接種会場で接種が困難な者が接種を受けられるよう、県、朝霞地区医師会等の関係機関と連携 	<p><u>(1)ワクチンや必要な資材の供給</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの割り当て量の調整 <p><u>(2)接種体制</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員に対する特定接種 ・ 接種状況を踏まえ、接種会場の追加等の検討 <p><u>(3)健康被害救済</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種健康被害救済制度申請の受付及び相談等の対応 <p><u>(4)予防接種に係る情報提供・共有</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する予防接種の接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等の情報と併せて国からの提供・共有された予防接種に関する情報を市民に周知・共有 ・ 住民接種³⁹に係る市民からの基本的な相談の対応

³⁹ 特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。

⑤ 保健	
準備期	対応期
<p>(1) 県と地域全体で感染症危機に備える連携体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。 ・ 県が実施する健康観察に協力する体制を整備する。 	<p>(1) 健康観察及び生活支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が患者に対して実施する健康観察への協力 ・ 県が患者やその濃厚接触者⁴⁰に対して実施する食事や必要なサービスの提供又は物品の支給の協力 ・ 市、又は近隣自治体において、国内初の感染者を確認した場合は、県の要請に基づき初動期から協力する。

⑥ 物資		
準備期	初動期	対応期
<p>(1) 感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄 	<p>(1) 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄量を確認、購入 <p>(2) 国から供給される感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から供給される感染症対策物資等の備蓄場所を確保 	<p>(1) 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の備蓄量を確認、購入 <p>(2) 国から供給される感染症対策物資等の備蓄等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国から供給された感染症対策物資等の保管 ・ 国から供給された感染症対策物資を各医療機関に分配 <p>(3) 県からの感染症対策物資の供給に関する希望調査への回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの調査に対し、市と医療機関の必要物資を確認して回答 <p>(4) 備蓄物資等の供給に関する相互協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県などの関係機関と物資及び資材の供給に関し相互協力

⁴⁰ 感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。

⑦ 市民生活及び市民経済の安定の確保		
準備期	初動期	対応期
<p>(1)情報共有体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との情報共有体制を整備 <p>(2)支援の実施に係る仕組みの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時の支援金給付等についてDXを推進して仕組みを整備 <p>(3)物資及び資材の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資等、食料品及び生活必需品等の備蓄 <p>(4)物資等備蓄の推奨</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者や市民に対し、衛生用品や、生活必需品等の備蓄の推奨 <p>(5)要配慮者への支援準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、要配慮者への生活支援等を事前に規定 <p>(6)火葬体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火葬の適切な実施の調整 	<p>(1)遺体の火葬・安置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の要請を受け、一時的に遺体を安置できる施設の確保の準備 ・発災の場合、感染症による遺体を一時的に安置できる施設等を検討する 	<p>(1)市民生活の安定の確保に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮した施策の実施 <p>(2)社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民生活及び市民経済の安定を図るため、まん延防止で影響を受けた事業者への支援 ・水を安定的かつ適切に供給するための措置

第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の(1)から(5)までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。国、県や関係機関との連携を通じて、一丸となって推進していくことが重要である。

それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- (1) 人材育成
- (2) 国、県や近隣自治体等との連携
- (3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- (4) 研究開発への支援
- (5) 国際的な連携

(1) 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

(2) 国、県や近隣自治体等との連携

感染症危機対応では、国が基本的な方針を策定し、県は関係法令に基づく実務を担い、市は基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施するといった適切な役割分担が重要である。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、国や県と共同で訓練の実施や意見交換などで平時から連携体制を構築しておく。

さらに、新型インフルエンザ等への対応では地方公共団体の境界を越えた人の移動や感染の広がり等があることから、新型インフルエンザ等の発生時は隣接する自治体や朝霞保健所との連携も想定される。こうした広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行うことが重要である。

(3) DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

感染症危機対応には、DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要となる。

このため、国は、国と地方公共団体、行政機関と医療機関等の情報収集・共有・分析基盤の整備、保健所や医療機関等の事務負担軽減による対応能力の強化、予防接種事務のデジタル化や標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテの標準化等の医療DX推進の取組を行うとともに、将来的には、電子カルテと発生届の連携や臨床情

報の研究開発への活用に取り組む。市としても、国、県と近隣自治体、行政機関と医療機関等情報収集・共有、分析の基盤の整備に協力していくことが重要である。

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第1節 市行動計画等の実効性確保

(1) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施及び参加

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまる。訓練の実施により、平時の備えについて不断の点検や改善につなげていくことが極めて重要である。

県及び市は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行う。

また、県が実施する訓練に参加し、関係機関同士の強固な連結を推進するとともに、連絡体制、役割分担、状況に応じた連携及び業務フロー等の確認を通じて、感染症有事の際の迅速な体制移行及び感染症対策の実行につなげることとする。

(2) 市行動計画の見直し

訓練の実施や参加等により得られた改善点や、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、市行動計画について、必要な見直しを行うことが重要である。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合や、政府行動計画及び県行動計画等に見直しに合わせて、市行動計画等の見直しを行う。また、見直しを行った際に生じる「軽微な修正」や「法令等の情報アップデート」については、計画策定委員会を経ずに実施するものとする。

県行動計画が改定された場合は、県や市での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、市行動計画の見直しを行う。

市行動計画の見直しに当たっては、連携を深める観点から、県及び国から提供される市行動計画の充実に資する情報の活用を行う。

さらに、平時からの新型インフルエンザ等対策の取組について、国から提供される対策の充実に資する情報の提供や好事例の共有、必要な研修等に係る情報を活用し、市の取組を充実させる。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制⁴¹

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全国一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、感染症有事に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、国や県の支援を受けながら市行動計画を作成・変更する。市は、市行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴²。しかし、見直しを行った結果、軽微な修正や情報アップデートに関してはこの限りではない⁴³。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の養成等を行う。
- ④ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部に関し、必要な事項を条例⁴⁴で定める⁴⁵。

⁴¹ 特措法第8条第2項第1号(対策の総合的な推進に関する事項)及び第3号(対策を実施するための体制に関する事項)に対応する記載事項。発生段階ごとの実施体制を記載する。新型インフルエンザ等発生時の対策本部設置の基準、本部構成員等を具体的に検討する。別途、マニュアル等で定めることも想定される。必要に応じて、専門家との連携等を記載する。

⁴² 特措法第8条第7項及び第8項。この場合において、市が国の新型インフルエンザ等対策推進会議と同様の会議体を設置することまでは必要とされていない。なお、特措法の性格上は医学・公衆衛生の専門家に限らず、可能な範囲で法律の専門家や経済界等にも意見を聴くことが望ましい。

⁴³ 軽微な内容で計画の変更を行う場合には、「予め包括的に了承を得る」という形で学識経験者への意見聴取は省略することが可能であるが、県への報告及び議会報告等は、特措法上の手続きに則る必要があり、「県への報告、議会への報告も同様に「予め包括的に了承を得る」という対応」はできない。

⁴⁴ 和光市新型インフルエンザ等対策本部条例

⁴⁵ 特措法第26条

1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 市は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
特に、県境を越えた医療人材等の派遣や患者移送等については、県と市との連携が重要であるため、連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を守るため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、市対策本部の設置準備を進め、市における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置した場合⁴⁶や県が県対策本部を設置した場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討、又は緊急事態宣言の発出に備えて対策本部の設置⁴⁷及び新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めるものとする。
- ② 市は、必要に応じて、第1節(準備期)1-2及び1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援⁴⁸を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁴⁹ことを検討し、所要の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、収束するまで途中の病原体の変異も含め

⁴⁶ 特措法第15条

⁴⁷ 特措法第34条第1項。新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたとき、市長は、市行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置する。

⁴⁸ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁴⁹ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

長期間にわたる対応も想定されることから、市における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力等)を踏まえ、特に病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策⁵⁰の事務の代行⁵¹を要請する。
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁵²。
- ③ 県、又は他の市町村が、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなり、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため、市に対して職員派遣の要請があった場合には、職員の派遣を検討する。

3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援⁵³を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁵⁴し、必要な対策を実施する。

⁵⁰ 特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。

⁵¹ 特措法第26条の2第1項

⁵² 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁵³ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵⁴ 特措法第70条の2第1項。なお、保健所設置市等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-2. 緊急事態措置の検討等について

3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は緊急事態宣言がなされた場合は、市行動計画に基づき、直ちに市対策本部⁵⁵を設置する。市対策本部長は、市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う⁵⁶。

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態⁵⁷解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する⁵⁸。

⁵⁵ 特措法第 34 条第 1 項。なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市町村は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

⁵⁶ 特措法第 36 条第 1 項

⁵⁷ 特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。

⁵⁸ 特措法第 37 条の規定により読み替えて準用する特措法第 25 条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション⁵⁹

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、平時から、市は、市民の感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー⁶⁰を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーション⁶¹に基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に合った市民等への情報提供・共有の項目、手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有に活かす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

1-1-1. 市における情報提供・共有について

市民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きい。市においては、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン」第1章及び第2章に掲げられた国の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期から市民等が感染症危機に対する理解を深めるため、又、感染症に関するリテラシーを向上させるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、コールセンター等の設置準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また市のキャラクターである「わこうっち」などをメッセージや情報提供・共有の方法に取り込むことや、SNS等の各種媒体を利用するなど、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。

⁵⁹ 特措法第8条第2項第2号イ(新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供)に対応する記載事項。準備期、初動期及び対応期の情報収集方法・提供方法を記載する。

⁶⁰ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入力・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

⁶¹ 地方公共団体、医療機関、事業者等を含む市民等が適切に判断・行動することができるよう、県による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。

1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けるとされている⁶²。有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。

1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

⁶² 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第16条等。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策の状況等に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく正確な情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

2-1. 情報提供・共有について

2-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明が求められる。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、県から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援に関して協力を求められることが想定される。その際には、市は可能な限り協力する。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

また、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるよう、SNS 等各種媒体による偽・誤情報の流布に対する啓発を行うとともに、それらの情報の否定や訂正等も含め正確な情報について、市のホームページ等の広報媒体を通じた積極的な発信を継続する。

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減や適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

(2) 所要の対応

3-1. 情報提供・共有について

3-1-1. 市における情報提供・共有について

市においては、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明や、市民等が適切に判断や行動できるように科学的根拠等に基づいた情報や提供が求められる。

また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することも周知する必要がある。

準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、市民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、市民にとって最も身近な行政主体として、市民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や市民からの相談受付等を実施するため、県から新型インフルエンザ等の患者等の健康観察や、生活支援に関して協力を求められることが想定されるその際には、市は可能な限り協力する。

3-1-3. 市民に対する誤情報及び人権被害防止に関する注意喚起等について

新型インフルエンザ等がまん延すると、様々な噂や、感染者の情報に関する伝聞や憶測による情報が全国的に飛び交う。根拠のない情報や発信元が不明な情報などにより、市民が混乱や困惑するのを防ぐため、市は正しい情報を和光市ホームページやSNS等で適宜

発信する。

また、誤った情報や不確かな情報は市民に対して誤解や誤認識を生み、感染者やその家族及び医療従事者に対する差別や偏見等の行為が発生する可能性が考えられる。特に医療従事者らの士気の低下や離職等による医療機関の機能不全の原因となる恐れが懸念される。市は、人権侵害や風評被害及び医療機関の機能不全を防ぐため、市民に対して冷静な行動をとるように周知していく。

なお、不安な状況につけこみ、意図的に誤情報を流す者もあり、悪徳商法や詐欺の発生等につながる恐れがあるため注意喚起を行っていく。

3-2. 双方向のコミュニケーションの実施

3-2-1. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

第3章 まん延防止⁶³

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、市民に対して基本的な感染症対策の普及を図るとともに、有事の対応等について、平時から理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター⁶⁴に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が発生した際に、市民の生命と健康を守り、市民生活に不可欠な行政サービスを継続するため、又、市内でのまん延防止やまん延時に迅速に対応できるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 市内でのまん延防止対策の準備

① 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、国が発令する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等に基づいた協力を市民に要請、及び市内公共施設を休館にして市民が接触する機会を減らすことで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。

⁶³ 特措法第8条第2項第2号ロ(新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する事項)に対応する記載事項。

⁶⁴ 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

国が発令する緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等に基づき、和光市ホームページ、防災無線や SNS を活用して、県境をまたぐ移動の自粛（特に感染拡大している地域との往来）、日中も含めた不要不急の外出（医療機関への通院、食料・生活や健康の維持のために必要な場合を除く）、感染対策が徹底されていない飲食店の利用自粛等の協力を市民に対して要請する。

また、必要に応じて、市内公共施設を休館にし、市民同士の接触の機会を減らし、市民が感染するリスクの低減や、クラスター発生の予防等の感染防止に努める。

3-1-1. 市民に対するまん延防止対策実施の協力の依頼

市が緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置等の措置区域外の場合においても、近隣の市区、又は通勤、通学で市民が往来する必要がある区域が措置区域に指定された際には、上記のとおり市民に対して協力を依頼することを検討する。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

市は、和光市ホームページ、防災無線や SNS を活用して市民に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い等の基本的な感染対策、人混みを避けること等の取組を勧奨し、又は徹底することを要請する。

第4章 ワクチン⁶⁵

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンについて円滑な接種が実施できるよう、平時からかかりつけ医を中心とする接種体制について着実に準備を進めるとともに、新型コロナ対応を踏まえ、機動的に住民接種を実現するための準備を行う。

(2) 所要の対応

第1節 準備期

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要となる資材の確保方法等の確認を

⁶⁵ 特措法第8条第2項第2号ロ(住民に対する予防接種の実施)に対応する記載事項。住民への予防接種の実施の方法(実施場所・協力医療機関等)を記載する。

行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

表1 予防接種に必要となる可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ バッグバルブマスク ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度測定器

1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

1-3. 基準に該当する事業者の登録等

1-3-1. 登録事業者の登録に係る周知

市は、特定接種に係る事業者の要件や登録手続について、国が行う県内事業者に対する周知に協力する。

1-3-2. 登録事業者の登録

市は、国の定める基準に該当する事業者を登録事業者として登録する手続について、必要に応じ、国に協力する。また、市は、登録事業者の対象の決定について、必要に応じ、その拡大等について国に対し要望する。

1-4. 接種体制の構築

1-4-1. 接種体制

市は医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方等について、医療現場の過度の負担とならないよう国に求めるとともに、国の整理を踏まえつつ、集団的な接種を実施するため、朝霞地区医師会、朝霞地区薬剤師会及び関係機関等(以下、朝霞地区医師会等)と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種の効率化を図るために必要な訓練(机上訓練を含む)を平時から行うとともに、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、必要な場合に速やかに確保できるよう準備して接種体制を構築する。

なお、訓練の企画及び運営に当たっては朝霞地区医師会及び朝霞地区薬剤師会の監修(助言)を受ける。

1-4-2. 特定接種

① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の職員については、市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち市民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

② 特定接種の対象となり得る市の職員については、市が対象者を把握し、厚生労働省に人数を報告する。

1-4-3. 住民接種

平時から以下(ア)から(エ)までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、県との連携のもと、市の住民接種体制を補完する仕組みについて平時から準備する。また、市は県と国の協力を得ながら、住民に対し、速やかなワクチンを接種するための体制を構築する。

(イ) 市は、国等の協力を得ながら、市民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る⁶⁶。

α 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、朝霞地区医師

⁶⁶ 予防接種法第6条第3項

会や、朝霞地区薬剤師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制の構築に向けた訓練を平時から行う。

- i 接種対象者数
 - ii 市の人員体制の確保
 - iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
 - iv 接種場所の確保（医療機関、朝霞保健所、健康増進センター、学校等）及び運営方法の策定
 - v 接種に必要な資材等の確保
 - vi 国、県及び市や、朝霞地区医師会等の関係団体への連絡体制の構築
 - vii 接種に関する市民への周知方法の策定
- b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の長寿あんしん課、障害福祉課と健康支援課等、又は県の介護保険部局、障害保健福祉部局と衛生部局等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H

※ 乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、朝霞地区医師会等の協力を得てその確保を図る。個別接種、集団的接種いずれの場合も、朝霞地区医師会等や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るように進める。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、朝霞地区医師会等と委託契約を締結し、朝霞地区医師会等が運営を行うことも検討する。
- (ウ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶなど、他の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (エ) 市は、速やかに接種できるよう、朝霞地区医師会や、朝霞地区薬剤師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、地域のかかりつけ医や診療所等による個別接種体制を確認する。また、国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考として、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-5. 情報提供・共有

1-5-1. 市民への対応

- ① WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy⁶⁷」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じた Q & A 等の提供など、双方向的な取組を進める。
- ② 市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報について、国とともにウェブサイトや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。

1-5-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、朝霞地区医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行うこととなり、県は、こうした市の取組を支援することとなる。

1-5-3. 健康支援課以外の分野との連携

健康支援課は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び健康支援課以外の分野、具体的には産業支援課、長寿あんしん課、障害福祉課等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、健康支援課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 11 条に規定する就学時の健康診断及び第 13 条第 1 項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を和光市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-6. DX の推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録するこ

⁶⁷ The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が、使われている。

とで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。

- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を市民が把握できるよう、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。
- ④ 市は、国のシステム基盤等を活用し、予防接種事務や記録等の共有を迅速かつ正確に行うことができるよう、平時から体制を構築する。

第2節 初動期

(1) 目的

準備期から計画した接種体制等を活用し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の構築

市は、朝霞地区医師会等の協力を得ながら、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節 1-2 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-2. 接種体制

2-2-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県及び市は、朝霞地区医師会や、朝霞地区薬剤師会等の協力を得て、その確保を図る。また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて朝霞地区医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-2-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 接種の準備に当たっては、健康支援課の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の保護施設担当部局及び福祉事務所、長寿あんしん課、障害福祉課と健康支援課等が連携し行うこと（調整を要する施設等及びその被接種者数を長寿あんしん課や障害福祉課又は県の保護施設担当部局及び福祉事務所が中心に取りまとめ、

接種に係る朝霞地区医師会等の調整等は健康支援課と連携し行うこと等)が考えられる。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市は朝霞地区医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、朝霞地区医師会、朝霞地区薬剤師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、朝霞保健所、健康増進センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、健康支援課及び長寿あんしん課は、県の介護保険部局等や、朝霞地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと(接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師や薬剤師等の医療従事者が望ましい。)、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどが考えられる。
- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、バグバルブマスク、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ朝霞地区医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、朝霞地区医師会等の地域の医療関係者や和光消防署の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や和光消防署と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難であることから、朝霞地区医師会等から一定程度持参してもらう等、あらかじめ協議が必要な場合は、事前に検討を行う。また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表3 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ バッグバルブマスク ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等 <input type="checkbox"/> 二酸化炭素濃度測定器

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の基準を遵守する。また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等についてよく相談する。
- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。
- ⑫ 特定接種の対象となるもの及び特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者等以外の接種順位については政府対策本部において決定する。市は、政府対策本部の決定に従い、接種体制を構築する。⁶⁸

第3節 対応期

(1) 目的

ワクチン接種の予約受付体制を構築し、初動期に構築した接種体制に基づいてワクチン接種を実施する。その際、国から割り当てられた量のワクチンを、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、かつ、医療機関の接種可能量に応じて割り当てを行う。

また、市民に対してワクチン接種に係る情報(実施日程、会場、受付方法、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)や、国から提供があった情報を市民に適宜、提供する。

ワクチン接種により健康被害が生じた場合は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、被接種者等からの相談等に対して適切に対応し、申請を受け付けた場合には、ワクチン接種と健康被害との因果関係について審査を開催する。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、政府ガイドラインの予防接種(ワクチン)に関するガイドラインの第3章3.を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行う

⁶⁸ 予防接種(ワクチン)に関するガイドライン P16(4)③を準用する。

て管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。

- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

3-2. 接種体制

- ① 市は、朝霞地区医師等の協力を得ながら、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、国が定めるワクチン接種の優先順位を踏まえ、医療従事者やエッセンシャルワーカー等に対する接種を迅速かつ確実に実施する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、国により追加接種の実施が判断された場合についても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県及び医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、県及び国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員に対して集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種の準備

市は、県及び国と連携し、接種体制の準備を行う。

3-2-2-2. 予防接種体制の構築

- ① 市は、全ての市民が速やかに接種を受けられるよう、朝霞地区医師会等の協力を得ながら、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適當な状態にある者につい

ては、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。

- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種を検討する。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、健康支援課や長寿あんしん課等の関係部局が朝霞地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-3. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始する。また、市民に対して接種に関する情報提供・共有するとともに、国からの要請を受けた際には、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。
- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、和光市ホームページやSNSを活用して周知する。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

3-2-2-4. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて健康増進センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、健康支援課や長寿あんしん課等の関係部局が朝霞地区医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-2-2-5. 接種記録の管理

市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-3 副反応疑い報告等

3-3-1. ワクチンの安全性に係る情報の収集及び提供

市は、県及び国との連携のもと、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報収集に努め、国や県の周知の内容や方法を参考にし、市民等への適切な情報提供・共有を行う。

3-3-2. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。
- ④ 市は、県や国の協力を得ながら、国から予防接種の実施により健康被害が生じたと認定された者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知を徹底する。

3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、県と連携し、予防接種の意義や制度の仕組み等予防接種やワクチンへの理解を深めるための啓発を行うとともに、接種スケジュール、使用ワクチンの種類、有効性及び安全性、接種時に起こりうる副反応の内容やその頻度、副反応への対処方法、接種対象者や接種頻度、副反応疑い報告及び健康被害救済制度等の予防接種に係る情報について積極的にリスクコミュニケーションを行う。なお、市民が正しい情報に基づいて接種の判断を行えるよう、科学的根拠に基づく情報発信の徹底に努める。
- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時には、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口

(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、市民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
 - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
 - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
 - c 接種の時期、方法など、市民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

感染症有事においては、市だけではなく県と連携して広域で対応が必要な場合がある。平時より、市は県、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と連携体制を構築し感染症危機に備える。

(2) 所要の対応

1-1. 県と地域全体で感染症危機に備える連携体制の構築

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県と意見交換や必要な調整等を通じて、連携を強化する。
- ② 感染症有事において、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施、宿泊施設の確保等が必要となる。市は県と連携体制も構築し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。
- ③ 市は、県が実施する健康観察に協力する体制を整備する。

第2節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染力、遺伝子型等)、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が必要となる。

市は、県が実施する患者やその濃厚接触者に対して実施する食事や日常生活を営むためのサービスの提供や、パルスオキシメーター等の物品の支給に可能な限り協力する。

(2) 所要の対応

1-1. 主な対応業務の実施

市は、県と連携して、以下の①から⑥までに記載する感染症対応業務を実施する。

1-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。
- ③ 市、又は近隣自治体において、国内初の感染者を確認した場合は、県の要請に基づき初動期から協力する。
- ④ 市は、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等といった、情報発信に当たって配慮が必要な方のニーズに応えられるよう、県と連携

し、工夫して感染症対策や各種支援策の周知・広報を行う。

- ⑤ 県が、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えた際に、朝霞保健所等の人員体制を整えるため、市に対して応援派遣要請があった場合には、市は派遣する市職員を検討する。
- ⑥ 病床が不足し、陽性者が自宅や宿泊療養施設で療養する場合には、市は準備期に整備した実施体制に基づき、県が実施する食事の提供等に協力する。

第6章 物資⁶⁹

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等⁷⁰は、感染症有事において、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、県及び市は、感染症対策物資等の備蓄の推進等、必要な準備を適切に行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保できるようにする。

(2) 所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄等⁷¹

市は、市行動計画、又は業務継続計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁷²。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷³。

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。そのため、市は、感染症有事に必要な感染症対策物資等の確保を推進する。

又、国からプッシュ型支援で送られてくる感染症対策物資等を速やかに医療機関に分配する体制を整える。

(2) 所要の対応

⁶⁹ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

⁷⁰ 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品(薬機法第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材。なお、その他の物資には、例えば消毒液等(医薬品でないもの)が含まれる。

⁷¹ ワクチン接種資器材等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁷² 特措法第10条

⁷³ 特措法第11条

2-1. 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保

市は、感染症対策物資等の備蓄量を確認し、必要な物の購入を進める。

2-2. 国からのプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄等

市は、国からプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄場所を確保する。

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、県及び市は、国と連携した生産要請や医療機関等に対する確保要請等を行うことにより、感染症有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄量の確認と確保

市は、準備期から引き続き、感染症対策物資等の備蓄量を確認し、必要な物の購入を進める。

3-2. 国からのプッシュ型支援で供給される感染症対策物資等の備蓄等

国からプッシュ型支援で供給された感染症対策物資等を、初動期に決めた備蓄先に保管する。ワクチン接種時等に使用する物資については、市内各医療機関に対して、必要な量を確認し分配する。

3-3. 県からの感染症対策物資の供給に関する希望調査への回答

県からの感染症対策物資の供給に関する希望調査が届いたら、市が使用する分に加え、市内各医療機関に必要な感染症対策物資を確認し、県に回答する。

3-4. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

市は、県、国及び指定公共機関等との連携のもと、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、それぞれの機関が備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

第7章 市民生活及び市民経済の安定の確保⁷⁴

第1節 準備期

(1) 目的

⁷⁴ 特措法第8条第2項第2号ハ(生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置)に対応する記載事項

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、市内事業者や市民に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備の実施を勧奨する。

（２）所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済活動への影響に関する情報収集を行うため、県、指定地方公共機関との間で、連絡窓口となる部署及び担当者を定め、情報共有体制を整備する。

また、市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

1-3. 物資及び資材の備蓄⁷⁵

市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁷⁶。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁷⁷。

1-4. 物資等備蓄の推奨

市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

また、支援の際には、支援対象及びその内容について、ニーズに即した支援を行うとともに、公平性に留意し、実施する。

⁷⁵ ワクチン接種資器材等や感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁷⁶ 特措法第10条

⁷⁷ 特措法第11条

1-5. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者⁷⁸等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

1-6. 火葬体制の構築

- ① 市は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。
- ② 市は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には戸籍住民課等の関係機関との調整を行う。

⁷⁸ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「（参考）要配慮者への対応」を参照。

第2節 初動期

2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、和光市地域防災計画⁷⁹を準用して一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

なお、市内において災害が発生した場合においては、遺体安置所における感染症の2次感染発生を防止するため、災害及び感染症による遺体安置所を分けて開設する。市対策本部は、感染症による遺体を一時的に安置できる施設等を検討する。

⁷⁹ 和光市地域防災計画 Ⅲ震災対策編 第1章 第17節 遺体の搜索、収容及び埋葬・火葬 震災 135ページを準用する。

第3節 対応期

3-1. 市民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル⁸⁰予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、県からの要請、又は市対策本部の決定を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者⁸¹等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁸²やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は市民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第

⁸⁰ 身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。

⁸¹ 要配慮者への対応については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン「保健に関するガイドライン」P21-23「(参考)要配慮者への対応」を参照。

⁸² 特措法第45条第2項

121号)その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる⁸³。

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

市は、第7章第2節(初動期)2-1の対応を継続して行うとともに、必要に応じ、以下の①から⑧までの対応を行う。

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させることについて調整する。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 市内での火葬ができないため、火葬されるまでの遺体安置等について関係機関等の協力を得て適切に対応するものとする。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、和光市地域防災計画を準用して一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保し、必要な調整は県に依頼する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 市内において災害が発生した場合においては、遺体安置所における感染症の2次感染発生を防止するため、災害及び感染症による遺体安置所を分けて開設する。市対策本部は、感染症による遺体を一時的に安置できる施設等を検討し、市内公共施設で開設する場合には、市災害対策本部と調整のうえ決定する。
- ⑧ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民の生活及び市民経済の安定を

⁸³ 特措法第59条

図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。

3-2-2. 市民の生活及び市民経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。